

警備業における激突され災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	20～21	ゲートでの作業終了後、ゲートを閉めようとした際、ストッパーが外れてしまい、扉が閉まって右足に当たり負傷した。	61	—
2	9～10	業務開始直後、他警備員が障害物にロープをくくりつけていた際、手がすべり後ろに倒れてしまう。その時後ろで見ていた被災者に当たり、被災者が地面に倒れてしまった。受け身を取る為、手をついたが変な体勢でついた為骨折したとみられる。	71	300～499
2	8～9	片側交互通行による交通規制中、走行してきた普通乗用自動車が、赤信号並びに警備員の赤旗による停止合図に気付かず、規制区域内に突っ込んで来たもので、危険を感じた警備員は、咄嗟に路側帯方向に回避したものの車両が衝突した単管バリケードが警備員の方向に吹き飛ばされ、警備員の左足に当たり、負傷したものである。	66	10～29
3	10～11	被災者は幅が狭い道路にて、住宅保守工事の警備業務中、工事用車両（バケット、以下バケット）の側で歩行者及び車両誘導を行っていた際、軽車両の運転手から道路を通行しようとしたが、道路幅が狭く、バケットがあることで通れないと言われたため、バケットを移動させ、被災者も移動した。被災者がバケットの側へ向かったときに軽車両がバックし、被災者の左足首にタイヤが当たり負傷した。	66	50～99
4	14～15	工事帯内から道路上の一般車両の流れを確認していたところ、バックしてきたコンボが被災警備員に気づかず、被災警備員の右足に乗り上げ負傷した。	47	50～99
		道路工事の片側交通誘導警備中、工事現場からバックフォーが道路上の工事箇所		

6	11~ 12	<p>出るため誘導を行った。バックフォーが停止したことを確認し、そのまま片側通行規制の交通整理に戻り立哨していたところ、そのバックフォーが道路上で曲がりきれず方向転換しようとした時に、警備員が近くにいたことに気がつかず、右足付近にバックフォー右側後部のキャタピラーが接触し負傷した。</p>	65	10 ~ 29
7	13~14	<p>製品倉庫内でフォークリフトを使用して製品の積み込み運搬作業中、保管ラック上段への積み込み後、フォークリフトのマストを下げ忘れ、上死点まで上昇した状態でバック走行をしていた時、倉庫天井の鴨居にマストが衝突。その衝撃でフォークリフトが前方に倒れ、その反動でオペレーターがバック走行していた方向に投げ出され、倉庫床面に背中と左肘を強打した。</p>	67	100 ~ 299
7	15~16	<p>外出のため、事務所を出た時、雨のため濡れていた玄関ポーチで足を滑らせて転倒した。その際左足首を骨折した。原因雨のため滑りやすくなっていた事に気がつかず、小走りに不用意に歩いたため。</p>	65	10 ~ 29
7	11~12	<p>「第三者行為災害」横断歩道上で歩行者及び自転車等の誘導中車道を渡って来た自転車に後方から激突され、そのまま転倒し頭から地面にたたき付けられ気絶してしまった。誘導場所、誘導位置には問題なかった。</p>	65	—
9	0~1	<p>被災者（以下「甲」という）は、就業場所にてホーム監視、巡回業務に従事していた。甲はトイレから駅事務室へ移動する為、駅構内通路を急ぎ足で向かっていた際、右側から走ってきた男児（4歳位）と接触した。男児は甲の右足に体ごと接触してきた為、甲はバランスを崩し、左手を地面に着き転倒した。（男児に怪我はなし）事故直後は痛みがなかったが、約20分後痛みが出てきた為、病院へ行き、治療を受けた。</p>	29	50 ~ 99
9	12~ 13	<p>岸壁警備にあっていた際、作業員の方が船舶が離岸する際の網の調整作業をしていた、強風で船があおられ、岸に近づいていてたるんでいた網が急に引っ張られ、近くに居た本人の顎に当たり、その勢いで倒れ頭部を打ち、流血した為、救急車で運ばれた。</p>	39	100 ~ 299
9	9~ 10	<p>道路新設工事に伴う、道路標識設置工事の現場にいたところ、道路工事に従事する大型ダンプカーが山砂を積み現場内に侵入し、運転手が被災者に気づかず、後進して接触しタイヤの下敷きになった。</p>	69	10 ~ 29

10	10～ 11	伐採作業現場にて、板を積むためにバックで3tダンプがCの方向から侵入した。現場は通行止め迂回誘導を実施している道路上であった。Cより無線でダンプの進入を聞いたAはA'の位置へ移動し、バック誘導を開始した。工事（進行方向）を確認している最中にA'の後より3tダンプが衝突したため転倒した。転倒した被災者の左腰付近にダンプの巻き込み防止装置が衝突し、乗り上げた。そのことに気づいた運転手が停止し、被災者の確認をした。	38	100 ～ 299
10	12～ 13	テコンドーの大会での試合中に足蹴りを受け、左太ももに筋挫傷を負った。	25	300 ～ 499
10	9～ 10	整備中にA運転のトラックがバックし被災者に衝突、受傷したもの。被災者は所定の位置で業務に従事し、Aが後方の確認を怠った事が事故の原因。	64	30 ～ 49
11	9～ 10	被災者（以下「甲」）当日の就業場所である工事現場にて、2tトラックをバック誘導していた時、停止していたショベルカー（以下「乙」）が後進して、乙キャタピラ後部に甲の左足首上部が接触し、甲は負傷した。	65	100 ～ 299

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)